

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,850,000千円 -----	H28.3.22 アンマン で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアーフーリー計画・国際協力大臣	H28.7.4 255号
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000千円 -----	H28.10.27 東京で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアーフーリー計画・国際協力大臣	H28.11.10 434号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。